

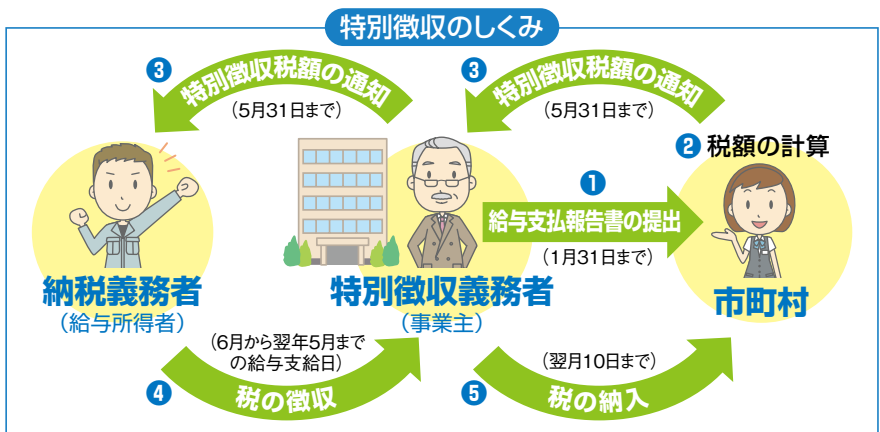
**東三河8市町村で
特別徴収一斉指定を行います**

東三河8市町村（田原市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村）では、**オール東三河特別徴収徹底宣言！**と称して、平成28年度に個人住民税の特別徴収（給与からの天引き）未実施の事業所を特別徴収義務者として、一斉に指定することとなりました。

田原市では、これまで特別徴収義務者になる事業所についても申し出などにより普通徴収とする取り扱いをしてきました。しかし、納税の公平性を図るため、平成28年度からは地方税法および田原市市税条例の規定のとおり、特別徴収義務者に指定しますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆特別徴収のしくみ

個人住民税（市民税＋県民税）の特別徴収とは、事業主が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、毎月の納期までに納入していただく制度です。（原則として、パートやアルバイトであっても特別徴収の対象となります。）
ただし、所得税の源泉徴収とは違



い、前年中の所得を基に市が税額を決定するため、事業主が税額を計算する必要はありません。

◆特別徴収のメリット

特別徴収をすると従業員の方が納税のため自ら金融機関へ出向く手間を省くことができます。また、1年間の税額が年12回に分けて給与から天引きされるので、1回当たりの

負担が軽くなります。（納税者本人が納付する普通徴収は原則として年4回）

◆平成28年度からの特別徴収の指定対象となる事業所

従業員数3名以上の事業所で特別徴収未実施の事業所が対象となります。ただし、以下のいずれかの理由に該当する方は普通徴収とすることができます。

- A** 従業員数が3名未満の事業所の給与所得者
- B** 他の事業所で特別徴収を実施する乙欄該当者
- C** 毎月の給与が少なく指定された税額を天引きできない方
- D** 給与の支払が不定期な方（給与の支払のない月がある方）
- E** 個人事業主の専従者（専従者以外の給与所得者が在籍する事業所は除く）
- F** 退職者または指定年度の5月31日までに退職予定の方

◆納期の特例制度

従業員が常時10人未満の事業所であれば、事業主が納期の特例の申請をすることにより、毎月納めていた

更することができ、納入の手間を軽減できます。

▼税務課

☎ 23局3509 FAX 23局0180
✉ zeimu@city.tahara.aichi.jp

個人事業税第一期分の納税をお忘れなく

◆個人事業税の第一期分の納期限は8月31日です

8月中旬に県から納税通知書を送りますので、最寄りの金融機関またはコンビニエンスストア（納付金額が30万円以下のものに限る）、県税事務所で納付してください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は、口座を開設している金融機関で手続きをしてください。

※手続きの時期により、第二期分からの取り扱いとなる場合があります。

▼東三河県税事務所課税第一課
☎ (0532) 35局6127
🌐 <http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

